

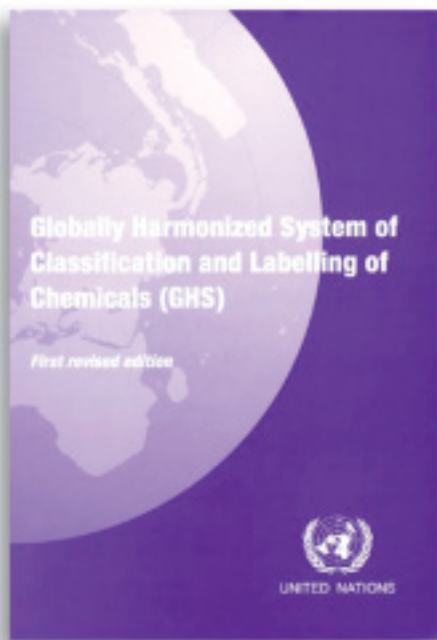
GHS

化学品の分類および表示に関する
世界調和システム

GHSとはなにか

いま、日本では約5万5000種の化学物質が製造・輸入されているといわれています。化学物質の危険有害性については、化学物質を取り扱う人たちに対して、ラベル表示や安全データシートなどによって、その情報を伝える指針や規則が必要です。そういった指針や規制が既にある国もありますが、国によってその内容はまちまちで、例えば、同じ化学物質であっても異なった危険有害性情報を表示している場合もあります。一方で、そのような指針や規制のない国が多いのも実情です。化学物質が世界中に流通しているなか、このように国によって表示などの内容が異なるのでは、化学物質の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に調和された分類・表示方法が必要であるということが認識されるようになりました。長年にわたる検討を経て、2003年7月に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」の実施促進のための決議が、国連経済社会理事会において採択されました。この「世界調和システム(The Globally Harmonized System)」の頭文字を取って、一般には「GHS」と呼ばれています。



国連から出版されているGHSテキスト(ISBN-92-116 927-5)。表紙が紫色なので「パープルブック」と呼ばれています

GHSは本文と附属書から構成されています。本文はGHSの効果、範囲、適用や定義など総論部分を記載した第1部、物理化学的危険性を記載した第2部、健康に対する有害性を記載した第3部、環境に対する有害性を記載した第4部からなり、「ラベル要素の割当て」「分類および表示に関する一覧表」など10の附属書が添付されています。

GHS策定の経緯

1989年	第76回ILO(国際労働機関)総会において、インドが化学物質の危険有害性に関する分類と表示の調和に関して提案。1990年のILO化学物質会議で採択。
1992年	UNCED(地球環境サミット)で採択されたアジェンダ21第19章プログラムBにおいて、化学物質の危険有害性に関する分類と表示の調和を目指すことを明記。
2001年	GHSの実施に向けての作業と実施などについて議論する場として、国連経済社会理事会に「化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する専門小委員会(GHS小委員会、UNSCEGHS)」が設置され、以後、毎年2回(7月、12月)開催。
2002年	12月、第4回GHS小委員会においてGHSテキスト案が最終的に合意。
2003年	7月、国連経済社会理事会においてGHSの実施に関する決議が採択される。
2004年	12月、GHS小委員会においてGHSテキストの改訂初版が合意される。



スイスのジュネーブにあるPalais des NationsにおいてGHS小委員会が開かれます

GHSの実施時期

GHSの実施は条約とは異なり義務づけられているものではなく、各国の判断に任されていますが、その実施時期についての目標は定めています。2002年に開催されたWSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)において、世界的なGHSの完全実施目標を2008年に置いていますし、2003年7月の国連決議においても同様の目標が記載されています。また、APECでは各加盟国が自主的に可能な限り2006年末までにGHSの実施を進めることが合意されています。

基本的な考え方

GHSの基本的な考え方は次の通りです。

- **全ての化学品を対象とし、危険有害性(ハザード)に基づいて分類する**

GHSは全ての化学品、つまり純粋な化学物質、その希釈溶液、化学物質の混合物に適用されます。ただし、いわゆる成形品中に含まれる化学成分は対象になりません。また、医薬品、微量の食品添加物や農薬を含む可能性のある食品など、ラベル表示の対象にならないものもあります。

- **情報提供の対象は、労働者、消費者、輸送関係者、救急対応者**

化学品を扱うすべての人たちが、危険有害性に関する情報提供を受ける対象となります。

- **新たな試験方法等を求めるものではなく、入手可能なデータを用いて分類する**

GHSにおける危険有害性の特定には、国際的に認められた科学的原則に従って実施された試験の結果を利用し、そのデータに基づいて分類することを前提としています。分類のために新たに試験を行うことは必ずしも求められていません。

- **実施については各国の状況や利用目的に応じて、部分的に導入することが可能**

GHSはそれぞれの国の状況に応じて部分的に選択して適用することも可能です(選択可能方式=Building block approach)。しかし、GHSを適用し実施する場合には、その適用範囲においては分類や表示制度に一貫性を持たせるべきであるとされています。

GHS導入の目的と効果

GHSの目的は、化学物質および混合物に固有な危険有害性を特定し、その危険有害性に関する情報を労働者、消費者、輸送関係者、救急対応者に伝えることです。そのために、次の事項が調和されました。

1. 化学物質および混合物を、「物理化学的危険性(16項目)」「健康に対する有害性(10項目)」「環境に対する有害性(1項目)」の各項目についてどの程度の危険有害性があるか(あるいはないか)を判定するための基準。
2. 絵表示(pictogram)や注意喚起語(signal word)等を含むラベル表示や安全データシート(SDS=MSDS)による危険有害性の情報伝達(hazard communication)に関する事項。

※具体的な項目及び絵表示については表1を参照。これら全ての項目について分類を行うことが必要。

今後GHSが世界的に実施されることになれば、次に挙げるような効果が期待できると考えられています。

1. 危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康と環境の保護が強化されます。
2. 危険有害性情報の伝達に関するシステムを持たない国々に対して、国際的に承認された枠組みを提供することができます。
3. 化学品の試験・評価の重複が回避されます。
4. 危険有害性が国際的に適正に評価され確認された化学品の国際取引が促進されます。

【表1】危険有害性項目及び対応する絵表示

物理化学的危険性			
1. 火薬類 	2. 可燃性／引火性ガス 	3. 可燃性／引火性エアゾール 	4. 支燃性／酸化性ガス 
5. 高圧ガス 	6. 引火性液体 	7. 可燃性固体 	8. 自己反応性化学品 